

犯罪被害者等支援条例（案）の骨子について

市民生活部

1 趣旨、目的及び背景

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、その被害者等となる可能性がある。犯罪等の被害者やその家族又は遺族は、その直接的な被害にとどまらず、精神的、経済的な困難等に直面することも多く、十分な支援を受けられずに社会において孤立することも少なくない状況である。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、千葉県においても令和3年4月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行された。令和5年6月には犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、国をはじめとして、犯罪被害者等支援の強化・拡充が図られている。

本市においても、犯罪被害者等に対し寄り添った施策を推進するための「君津市犯罪被害者等支援条例」を制定するに当たり、条例（案）の骨子に対するまちづくり意見公募手続を以下のとおり行おうとするものである。

2 条例（案）の骨子

別紙のとおり

3 条例の施行予定

令和7年4月1日

4 まちづくり意見公募手続

(1) 意見提出期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

(2) 周知方法

広報きみつ12月号、市のホームページ、自治会回覧

(3) 資料の入手方法

ア 閲覧：市民生活課、市民センター、公民館、コミュニティセンター、
中央図書館、市のホームページ

イ 配布：市民生活課、市のホームページからのダウンロード

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール、電子回答フォーム

(5) 提出・問合せ先

市民生活課 Tel 0439-56-1395 Fax 0439-56-1629

E-mail jichi@city.kimitsu.lg.jp

5 今後のスケジュール

令和6年12月 1日 広報きみつ掲載

12月 5日 自治会回覧

12月10日～1月9日 まちづくり意見公募手続

令和7年 2月10日 議会報告

2月17日 条例制定議案提出

2月20日 自治会回覧

3月 1日 広報きみつ掲載

3月 1日～5月31日 結果及び最終案の公表